

【2000年2月23日】確定拠出年金制度の制定について

社会保障制度審議会（総会第534回）

平成12年2月23日

厚生大臣 丹羽 雄哉 殿

社会保障制度審議会

会長 宮澤 健一

確定拠出型年金制度の制定について（答申）

平成12年2月17日厚生省発年第十号で諮問のあった標記の件について、本審議会の意見は下記のとおりである。

1 今回諮問のあった要綱による制度案は、公的年金と相まって老後の生活を支える重要な柱である企業年金及び個人年金について、新たに確定拠出型年金を導入してその選択の幅を広げようとするものである。

確定拠出型年金は、確定給付型年金と異なって、中小零細企業にとっても導入しやすく、また離転職の際のポータビリティが容易である。本審議会は、平成7年の「社会保障体制の再構築に関する勧告」において、「公的年金は生活の安定にかかわる基本的なニーズを満たし、企業年金や個人年金はより豊かな老後の生活の保障を求めるニーズに対応する。今後は、後者の役割がこれまでより大きくなると考えられるので、これら私的年金については中途退職等により年金権を失わないような施策を講ずべきである」と述べたが、確定拠出型年金の導入はこの趣旨に沿うものと位置づけることができる。

2 他方、確定拠出型年金は、一般に、加入者が自らの年金資産の運用等を決定し、そのリスクは加入者自身が負う。年金額は運用結果によって決まるため、給付額が事前に確定せず、老後の生活設計が不確定になる可能性があるほか、年金資産を加入者ごとに管理運営するための費用を要する。

このような制度は我が国では初めてのものであるだけに、この制度が自己選択と自己責任に基づくものであることについての国民の理解を深めるなど十分な環境整備を図ることが極めて重要である。したがって、加入者が運用商品等を適切に選択できるよう、本制度の仕組み、資産運用等についての教育がなされるとともに、年金資産の運用状況、管理運営費用、金融証券等に係る取引費用等についての情報が十分に提供される必要がある。

さらには、資産管理機関・運営管理機関である金融機関等や投資対象である企業等に関する十分な情報開示が、本制度が円滑に機能するための前提として不可欠である。

3 今回諮問のあった要綱は、以上の点に関する施策が講じられるか否かについてのみならず、全体的に不明確な点が少なくなく、議論が十分尽くされているとは言い難い。特に加入者の範囲、拠出限度額、税制及び既存の企業年金等からの移行については、以下のようになお検討すべき課題が残されており、これらの点について今後更に検討を加え、本制度が真に国民の老後の生活保障の選択肢の一つとなり得るようにすべきである。

(1) 本要綱では、国民のすべてが確定拠出型年金に加入できることはされていない。

これら本制度の対象外とされる者について、本制度の導入の目的及び公平性の観点から、適切であるか否か更に検討を要する。

(2) 本要綱では、確定拠出型年金の掛金に係る所得控除額について、加入者の類型に応じて四つの異なった限度額を定めることとされている。しかし、これらの限度額の、差異の根拠が必ずしも十分明確でなく、特に「既存の企業年金(確定給付型)も確定拠出型年金の企業型も実施していない場合」の限度額は、現在最も私的年金の普及が望まれている類型であるにもかかわらず、他の三つの類型と比べて低く、均衡を欠いている。

(3) 本要綱による確定拠出型年金に対する税制上の取扱いは、現行の企業年金及び国民年金基金に対するものとほぼ同様である。現行の年金税制を前提とする限りこのような取扱いはやむを得ないが、拠出段階での非課税と給付段階での課税の軽減を行う現行年金税制は、税制の基本的な考え方から、問題があるとの指摘に留意すべきである。また、本制度の給付を一時金として受給する場合は退職所得として課税することとされているが、現行の退職所得課税では年金ではなく一時金として取得することを奨励する面があることに留意すべきである。

(4) 本要綱では、労使の合意により、既存の企業年金等を確定拠出型年金に移行させることができることとされている。しかし、確定給付型年金及び退職金制度から確定拠出型年金へ移行する場合には、資産運用リスクが企業から従業員に移るため、この点を含めた制度全体について詳細な情報が提供され、従業員の十分な理解と納得の上で労使の合意が形成されるように図る必要がある。既存の企業年金等に積立不足がある場合の解消方法、既存の制度から既に企業年金を受給している者の受給権の取扱い等については、とりわけこの必要があることを強調しておきたい。

4 これまで企業年金は、個別に制度化され、必ずしも統一性と整合性について考慮が払われてこなかった。税制適格年金についてはその受給権の保護、受託者責任等に関し問題点が多いことが指摘され、また厚生年金基金については代行制度の在り方等について活発な議論がなされている。今回新たに確定拠出型年金が導入されるのを契機に、これらの点を含め企業年金制度全体の在り方について検討を加え、包括的な法的整備を早急に行うべきである。これに関連して、企業年金制度に極めて大きな影響を及ぼす年金関係税制についても、上記3の(3)で指摘した点及び積立段階での特別法人税の課税問

題を含め、あわせて検討することを求めたい。

- 5 以上指摘したような点にかんがみ、本制度が発足した後においては、本制度が新しく導入されるものであるだけに、確定拠出型年金の普及状況、年金資産の管理運営状況、加入者等の意見等を調査検討し、本制度がより適切妥当なものとなるよう柔軟に見直しを行うことを求めたい。